

第1回水源地域等の保全のあり方検討専門家会議議事概要

1 日 時：平成29年8月3日（木）13:30～15:50

2 場 所：ホテルルビノ京都堀川 朱雀の間

3 別添名簿のとおり

4 主な意見

【地下水利用について】

- ・地下水利用に対する規制というならば工業用水まで含めて考慮しなければ効果は薄い。
- ・地下水を利用するという事は決して悪いことではない。

【水源地域について】

- ・京都府においても予算を確保してしっかり解析すれば保全すべき地域も見えてくる。
- ・府域全体をターゲットとするのか、特定地域をターゲットとするのかで見るべきところが変わってくる。

【条例制定の根拠について】

- ・水源を守ると明示されていなくても、例えば「災害からの安全な京都づくり条例」でも森林の雨水貯留浸透機能について規定されているように、既存の条例の枠組みの中で対応できていると思われる中で何をしたいのか。
- ・問題が起こる前に先回りして対応しておくというのはいいが、趣旨がわかりにくいという欠点がある。

【条例の目的について】

- ・水源涵養と地下水の取水規制の話は別。一緒に考えるとごちゃごちゃになる。
- ・水循環の見地からすれば、地下水が涵養されるエリアと取水されるエリアは違うというのが常識。
- ・府民それぞれが水との関わりを見直せるような宣言的な条例を目指すものと考えていた。

【取水規制について】

- ・規制するというならば理論的な根拠が必要。過度に利用されているというのなら、利用状況について数字を押さえないといけない。
- ・危険がありそうという程度の顕在化していないリスクでは規制の根拠にはならない。水源条例でそこまで手を突っ込んでいくのは難しいのではないか。
- ・他府県条例では規制の基準を揚水機の吐出口の断面積で決めているが、揚水機の出力を上げることで汲み上げ量は増やすことができるから、断面積を基準とした規制はあまり意味がない。

【森林について】

- ・京都は森林所有者も境界もわからないことが多く、森林所有者に義務を課しても、そもそも誰が森林所有者かわからない状況ではどうしようもない。
- ・人工林の半分くらいは林床が真っ暗で土が流出しているし、それ以外でも常緑樹林化しているところもある。シカが大発生して、浅い井戸では大腸菌が出てしまう。竹林の拡大も起きている。このように森林ではいろいろな問題が起きていて、これを森林所有者の力で何とかしてもらうのは難しい。行政がやるにしても、予算があれば解決するという話ならばともかく、予算があってもできないことだったら森林所有者に対する義務付けに実効性はない。
- ・規制だけが山間地域にかかるというのではなく、水源地域を府民全員で守るためにそれぞれどうあるべきかを考え、水源地域を支えるという観点での議論を期待したい。

【その他】

- ・水のブランド化を条例に組み込むことは難しいかもしれないが、議論の対象とはしておく。

5 次回に向けて

- ・次回は取水規制を中心に議論。